

2020年1月15日

## 日本カナダ学会中部地区研究会開催のご案内

日本カナダ学会中部地区担当理事 丹羽 卓

再開後第7回研究会の開催を下記のように行います。なお、予定している3つの研究発表は、金城学院大学キリスト教文化研究所の助成を受けた共同研究の成果であるため、この研究会は金城学院大学キリスト教文化研究所主催の公開研究発表会の一環でもあります。その点をご承知おきください。

日本カナダ学会中部地区メンバーに限らず、どなたでもご参加いただけますので、奮ってご参加いただきますようお願いいたします。

### 記

日時：2020年2月29日（土）午後2時から6時

場所：金城学院大学サテライト（名古屋市中区錦三丁目15番15号CTV錦ビル4階）

報告：

**共同研究タイトル：多文化主義カナダにおけるキリスト教マイノリティについて**

(1) キリスト教再洗礼派、特にフッタライトの過去と現在

丹羽 卓（金城学院大学）

(2) カナダ憲法と再洗礼派：法多元主義と信教の自由制度主義の視角から

山本健人（大阪経済法科大学）

(3) フッタライトにおける学校教育の受容と抵抗

鶴海未祐子（駿河台大学）

\*共同研究の趣旨と報告概要は次頁にあります。

**参加費：無料**

参加は自由ですが、次のURLのWebページから事前にお申し込みをお願いします（部屋の定員33名を上限とします）。準備がございますので、2月22日までにお申し込みいただければ幸いです。

<https://forms.gle/rDwkjVT45X3Kn4Gx6>

もし、Webページからの申し込みがうまく行かないようでしたら、次アドレスにメールをお送りください。

[niwa@kinjo-u.ac.jp](mailto:niwa@kinjo-u.ac.jp)

なお、研究会終了後、懇親会を予定しています。こちらは参加費5000円程度を予定しておりますが、研究会参加のWebページでご参加の可否をお知らせください。

以上

## 【共同研究の趣旨】

多文化主義を国是として掲げるカナダも、宗教マイノリティの統合ではいくつかの課題を抱えている。多くはキリスト教以外の宗教に関わるものだが、実はキリスト教内部のマイノリティもまたカナダの多文化主義に問題を突きつけることがある。本研究では、特に再洗礼派と呼ばれる教派、中でもフッターライトに注目し、彼らが提起する問題を通して多文化主義カナダの今を考察する。

## 【報告概要】

### (1) キリスト教再洗礼派、特にフッターライトの過去と現在

丹羽 卓（金城学院大学）

16世紀の宗教改革の中で生まれた「再洗礼派」と呼ばれる宗派はその誕生時からキリスト教社会で迫害を受け、新大陸に逃れた歴史を持つ。彼らは新大陸においても、主流キリスト教諸教派とは異質な価値観・倫理観・世界観を保持し続け、時に軋轢を生んできた（特に絶対的平和主義と徴兵の問題）。そうした過去を振るかえると同時に、再洗礼派の中でも「最左翼」と言われ、一般社会と一定の距離を持って、財産共有コミュニティに生きるフッターライトに注目し、その現在の独特な姿を描く。

### (2) カナダ憲法と再洗礼派：法多元主義と信教の自由制度主義の視角から

山本健人（大阪経済法科大学）

本報告は、カナダにおける再洗礼派——メノナイト・フッターライト・アーミッシュ——の宗教的実践・生活様式とカナダ憲法との関係を検討することを目的とする。再洗礼派の宗教的実践・生活様式の特徴として共同体的な側面が挙げられるが、1982年の憲章制定以降、リベラリズムの強い影響のもと、カナダ最高裁によって個人主義的に解釈されてきた信教の自由理解と、（非リベラルな要素も含む）再洗礼派の共同体的な信仰体系は一見すると相容れないようにみえる。本報告では、国家法一元主義的な法理解に代替する視点を提示する法多元主義（legal pluralism）と、信教の自由保障にとって共同体的側面及び制度的な側面が重要な一要素であることを提示する信教の自由制度主義（religious institutionalism）の視角から、再洗礼派の信教の自由を論じることで、カナダ憲法における多元的な信教の自由保障の一端を示したい。

### (3) フッターライトにおける学校教育の受容と抵抗

鵜海未祐子（駿河台大学）

本報告は、多文化主義カナダにおける宗教マイノリティのうちフッターライトに焦点を当てて、その宗教的共同体が、州の教育行政との間でどのように学校教育を受容／抵抗してきているのか分析と検討を進めるものである。フッターライトの学校教育をめぐる攻防の歴史をひも解くなかで、フッターライトの教育哲学が、世俗的な教育もしくは他の宗教マイノリティの教育と、どのような異同をもつと特徴づけることができるのか明かになるだろう。その際には、ひろく宗教マイノリティの学校教育をめぐる、永続的な周知の争点である信教の自由や教育権や学習権の間で生じる葛藤の問いに、フッターライトの事例から、どのような調整への示唆を得ることができるのかできないのか考察を深めることとしたい。